

上細井村
 下細井村
 鳥取村
 小坂子村
 嶺村
 勝沢村
 小暮村
 皆沢村
 原ノ郷
 八崎村
 分郷八崎村
 小室村
 長井小川田村
 深山村

右村々地引帳・地図共、未夕進達二不^三相成^一、
 右村々地引き帳・地図共、未^一（いま）だ進達に相成らず、

追々差支之義も有^レ之^二付、来ル廿四日・廿
 追々差し支（つか）えの義もこれ有るに付、来る二十四日・二十

九日兩度之内二是非進達相成候様、御取
 九日兩度の内には是非（ぜひ）進達相成り候様、御取り

計可^レ成候、且清算未済之分卜雖、反別
 計らい成らるべく候、且（か）つ清算未済の分と雖（いえど）も、反別

其^一俣地引帳江写取、地図相添、兎二角
 其（そ）の俣（まま）地引き帳へ写し取り、地図相添え、兎（と）に角

一度進達致し、受付済之上者、直様村方江
 一度進達致し、受け付け済みの上は、直様（すぐさま）村方へ

検査相成候迄預置候間、其内如何様
 検査相成り候迄預け置き候間、其の内如何様（いかよう）

二も手直相成候様致度候
 二にも手直し相成り候様致し度候

右二付大至急御通知之上、進達方御
 右に付大至急御通知の上、進達方御

取計有^レ之度候也
 取計らいこれ有り度候也

群馬県
 地租改正掛
 畔野 鏝太郎 印
 九年十月廿三日